

《静岡県の台帳記載事項証明書の発行》

建築物等が、建築確認や完了検査などの建築基準法で定める手続きに従って適法に設けられたものであるかどうかについては、建築主（申請者）が交付を受けた確認済証や検査済証により確認することができます。しかし、竣工後、確認済証や検査済証の紛失等により、その確認ができない場合があります。

このため、静岡県が保有する台帳に記載されている事項を「台帳記載事項証明書」として交付しています。

（注1） 確認済証や検査済証を再発行するものではありません。

（注2） 台帳が現存していない等により証明書が発行できない場合があります。

【申請方法】

1 申請窓口

建築物の敷地を所管する県土木事務所

（延べ面積 1,500 m²を超えるもの又は5階以上のものは県建築安全推進課）

窓 口	電話番号	住 所
下田土木事務所 都市計画課	0558-24-2109	〒415-0016 下田市中 531-1
熱海土木事務所 都市計画課	0557-82-9192	〒413-0016 熱海市水口町 13-15
沼津土木事務所 建築住宅課	055-920-2224	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3
島田土木事務所 建築住宅課	0547-37-5273	〒427-0019 島田市道悦 5-7-1
袋井土木事務所 建築住宅課	0538-42-3294	〒437-0042 袋井市山名町 2-1
浜松土木事務所 建築住宅課	053-458-7283	〒430-0929 浜松市中央区中央 1-12-1
建築安全推進課	054-221-2819	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

※建築物の敷地及び規模が下表に該当する場合は、各市の窓口にお問い合わせください。

建築物の敷地（市）	建築物の規模
静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市	全て
三島市、藤枝市、御殿場市、磐田市、島田市、裾野市、袋井市、掛川市、湖西市	建築基準法施行令第148条第1項の建築物及び工作物 (例) 木造2階建住宅、鉄骨造平屋事務所

2 発行手数料

1 件につき 450 円 (県証紙により納付)

3 申請方法

- 所定の申請書に必要事項を記入の上、1 の申請窓口へ郵送又は持参してください。
(<https://www.pref.shizuoka.jp/1066349/1066353/1067816/1073233.html> よりダウンロード)
- 郵送に必要な切手を貼り、返信先を記載した返信用封筒をあわせて提出してください。
- 建築安全推進課の所管建築物については電子申請が可能です。詳しくはホームページを御確認ください。
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/taishinka/1052639.html>)

※ 申請窓口への事前確認のお願い

台帳が現存しない場合や、情報不足により物件が特定できないなど、証明書を発行できない場合がありますので、1 の申請窓口にて台帳への記載の有無をあらかじめ御確認のうえ、申請書の提出をお願いします。